

府中市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）（案）に対するパブリックコメント手続の実施結果

1 意見の提出期間

令和4年8月22日（月）から9月26日（月）まで

2 意見の提出者数等

提出者	件数	意見の提出方法別の人数				
		Eメール	FAX	郵送	意見投函箱	窓口
3人	16件	2人	0人	0人	1人	0人

3 意見の概要と意見に対する市の考え方

No.	項目	意見の概要	市の考え方
1	2ページ 「5 (2) 避難行動要支援者」	「要配慮者のうち、災害等に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」にしてはどうか。 また、避難行動要支援者の要件として、アについては、今後の高齢者増加を踏まえ、以下のとおりに変更してはどうか。 ア 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯で自力では避難ができず、支援が必要な市民	本文において、「自力で避難することが難しい者又は避難に時間を要する者」と記載しているため、原文のままとさせていただきます。
2	2ページ 「5 (2) 避難行動要支援者」	本案では障害者については、障害者のみの世帯となっているが、重度障害者（特に重度重複や医療的ケアがあるもの）は家族と同居していても避難が困難である。 東京都福祉保健局が出している「災害時要配慮者防災行動マニュアル作成のための指針」でも医療的ケア者を含む重度障害者への配慮が記載されていると思う。また、この指針では、避難行動要支援者に含まれない災害時要配慮者についても、災害時の支援は必要と考えられる云々…とある。 本案では要配慮者については、避難所での名簿の作成とニーズの把握の記載があるのみであり、不十分である。よって、避難行動要支援者の対象を広げるとともにその旨を記載し、支援が必要な障害者が漏れることが無いようにするべきと考える。	本文において、「自力で避難することが難しい者又は避難に時間を要する者」としております。また、「オ 高齢者や障害者で、日中は家族が不在で1人になるなど、アからエまでと同様の状況にあると認められる市民」としていることから、いずれにいたしましても、家族と同居していても必ず対象外になるわけではございません。 このため、支援が必要な障害者が漏れているとは捉えていないため、原文のままとさせていただきます。
3	4ページ 「2 記載項目」	名簿には、本人情報のほか「緊急連絡者の情報（氏名、住所、本人との関係、電話番号などの連絡先）」も記載する必要があるのではないかと。	個別支援計画を策定していく中で、必要に応じて緊急連絡者の情報を記載する必要があるものと考えております。 しかしながら、個人情報の取扱いの観点から避難支援等関係者（民生委員、自治会）に配付する名簿には記載しないため、原文のままとさせていただきます。
4	4ページ 「4 関係機関への提供」	避難支援等関係者である「府中市社会福祉協議会」も名簿の提供が必要ではないかと。 一 名簿の提供にあたっては、自治会同様に協定書を締結する。	名簿の提供に関しては、必要に応じて社会福祉協議会等の避難支援等関係者と協議してまいります。
5	6ページ 「府中市避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿登録届」	6ページの名簿登録届の個人情報の提供先（避難支援等関係者）と、4ページ4の名簿の提供先にも齟齬がみられます。	令和4年9月に、担当部署において様式の変更があり、情報の提供先を明確化しました。これにより避難支援プラン本文と整合性を図るとともに、齟齬がなくなったものと捉えております。

No.	項目	意見の概要	市の考え方
6	9ページ 「2 支援組織の役割」	9ページの2では、名簿提供を受けて個別支援計画を作成するものと、災害発生時に安否確認や避難誘導をするものが同一になっていますが、基本的に別だと思えます。	本文において、「自治会等の支援機関」が平時に訪問し、状況等を確認し、災害発生時には安否確認や避難誘導などの支援を行うと記載しておりますが、必ずしも同一人物・同一組織が行う訳ではございません。 ご指摘を踏まえ、災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難誘導を行う方を「避難支援等実施者」とし、2・3ページの避難支援等関係者の定義において「避難支援等実施者」の説明を追記いたします。
7	9ページ 「2 (3) 支援方法・支援担当者などの決定、個別支援計画の作成」	自治会等が個別支援計画を作成するようになっており、10年前と同じです。支援者が見つからず、個別支援計画の作成が行き詰っている現状を打開する方策が求められていると思えます。新たな施策を計画にお示ください。また、避難支援等関係者を見つけることができない避難行動要支援者に対してどう支援していくのか計画の策定をお願いします。	ご指摘を踏まえ、令和元年東日本台風での課題を踏まえた取組を1ページの3「市のこれまでの取組」に追記いたしました。 なお、個別支援計画に関する記載は、令和3年の災害対策基本法の改正を踏まえ、新たに位置付けたものです。 避難支援等関係者を見つけることができない避難行動要支援者への支援については、必ずしも自治会等の従来の避難支援等関係者のみで作成等することを想定しているわけではなく、福祉事業所等の新たな主体とも連携、分担しながら作成等していくことが必要であると捉えており、具体的な支援方法については、個別支援計画で策定してまいります。
8	9ページ 「2 支援組織の役割」 10ページ 「③ 対象エリアの避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿の提供」	自治会に加入していない避難行動要支援者への対策が分かりませんので明確にしてください。	自治会加入者に特化した内容とならないよう、10ページの「1 支援のながれ」の内容を修正しました。
9	9ページ 「2 支援組織の役割」 「3 (1) 避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿の管理」	3の(1)で、名簿の管理・保管は避難支援等関係者の中で限られた者で行うとしていますが、名簿は4ページの4の関係機関に提供されるので、齟齬があると思えます。	名簿の管理・保管については、名簿の提供先である関係機関の中で限られた者で行い、個人情報の取扱いに注意するというものであるため、齟齬はないものと捉えています。
10	12ページ 「2 (1) 避難支援等関係者」	個別支援計画に避難支援等関係者を記載するとありますが、10ページの1の④の「個人でもグループでも可能」、「近隣の方が理想です。」とあるように、個別支援計画には「近隣の支援者」を記載すべきです。	ご指摘を踏まえ、12ページ2(1)を「避難支援等実施者」に改めるとともに、2・3ページの避難支援等関係者の定義において「避難支援等実施者」の説明を追記いたします。
11	13ページ 「1 (2) 情報提供」	多摩川の洪水の対応がありますが、地震と洪水では避難支援等関係者の支援方法は大きく異なると思えます。洪水の場合、どの時点でどのように支援するのか、その指針を計画の中でお示ください。特に、支援者が見つからない避難行動要支援者への対応が課題かと思えます。	要支援者毎に、避難するタイミングや避難方法が違うことから、本計画の中で一律に示すことは困難です。 詳細な支援方法については、個別支援計画を作成する過程で、避難行動要支援者と協議しながら定めるものですので、原文のままとさせていただきます。
12	15ページ 「4 避難場所（風水害時）」	各避難場所の収容人数と駐車可能台数の概数を示すべきではないか。さほど広くない避難場所に殺到すると、どうしても避難が遅れがちな重度障害者は結局は入れず、次の避難場所を探すことになると思われる。あるいは予め利用する避難場所を指定しておく等の対応が必要と考える。	利用可能人数、駐車台数を示しても満員になってしまいご利用いただけない可能性があるため、原文のままとさせていただきます。 災害時において開設準備が整った避難所から市ホームページ

No.	項目	意見の概要	市の考え方
			<p>等で避難所の開設・混雑状況を周知してまいります。</p> <p>また、個別支援計画を定めていく中で、予め利用する避難場所を指定しておき、より確実な避難場所への避難ができるよう検討してまいります。</p>
13	17ページ 「3 避難行動要支援者等に関する情報や要請の伝達」	<p>避難行動要支援者の情報は、災害対策本部を通じて共有するとされています。しかし、社会インフラの寸断が想定される中では、避難支援等関係者が文化センターに集合し、そこに保管してある避難行動要支援者名簿を開示して、徒歩や自転車で安否情報を集め、通信が復旧したら本部に報告する仕組みを構築するほうが合理的だと思います。避難所初動班のように、各地域で自立して動ける体制づくりが必要だと思います。</p>	<p>災害対策基本法において、市の災害対策本部が災害に関する情報を収集することが定められているため、災害対策本部を通じて共有することと記載しております。</p> <p>事前に避難行動要支援者名簿を自治会等に提供していることから、必ずしも文化センターに集合する必要はないと考えておりますが、徒歩や自転車で近隣の方の安否情報を集め、災害対策本部に報告するような各地域における自立した支援体制づくりは必要であると捉えておりますので、早急に全ての文化センター圏域に自主防災連絡会が組織化されるよう支援してまいります。</p>
14	20ページ 「1 避難誘導の手段・経路等」	<p>地域住民が避難誘導する、近隣住民が呼びかけるとなっていますが、地域住民や近隣住民とは誰のことですか？避難支援等関係者との関係はどうなりますか？</p>	<p>避難行動要支援者の避難誘導を行う地域住民は、主に自治会や近隣にお住まいの方などの避難支援等実施者を想定しており、その旨が分かるよう本文を修正しました。</p> <p>なお、避難支援等実施者は避難支援等関係者に該当し、2・3ページに記載しております定義にその旨を追記します。</p>
15	その他	<p>在宅避難者への支援について考えるべき。日頃から近所の方とコミュニケーションを取り、助け合うような関係を構築していても、災害時に近所の人がいるとは限らない。また、近隣の方々も被災して自分のことで精一杯となる可能性がある。</p> <p>市の職員が直接支援に行くことにこだわらず、自治会や地域の防災組織が在宅避難者の支援を行う仕組みを平時から構築しておくことが必要と考える。このような取組を市の防災計画に具体的に記載することが必要ではないか。</p>	<p>上位計画となる府中市地域防災計画震災編第2部第12章「市民の生活の早期再建」において、「避難行動要支援者に対し優先的に飲料水等、日常生活に必要な品目の補給支援に努める。また、ボランティア等確保の情報提供を行い、マンパワー確保に助力する。」と記載しております。</p> <p>在宅避難者への支援について、要配慮者それぞれで支援の仕方が異なるため、詳細な支援方法については個別支援計画の中で定めるため、原文のままとさせていただきます。</p>
16	その他	<p>市では文化センター単位に自主防災連絡会の組織化を進めており、本計画の中でも、自主防災連絡会が果たす役割は色々あると思いますので、計画の中に役割を位置づけて頂きたい。</p>	<p>2・3ページに記載しております5(3)「避難支援等関係者」のケ「その他の避難支援等の実施に携わる者」に含まれております。</p> <p>自主防災連絡会については、現時点で圏域ごとに進捗状況に差があり、組織化されていない圏域もあるため、記載はせず、原文のままとさせていただきます。</p> <p>なお、今後の自主防災連絡会の活動状況を踏まえて地域防災計画の中での位置付けも視野にいれ、検討してまいります。</p>